



# 平成 30 年度

## 保育士修学資金借受者の募集について

### (お知らせ)



栃木県社会福祉協議会では、『保育士修学資金等貸付事業』を実施しています。  
つきましては、平成 30 年度の借受者を次のとおり募集します。

#### 〔制度の概要〕

保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金を貸付けることで、将来県内で保育業務に従事する人材の確保を図ることを目的に実施する制度です。

貸付けを受けた方は、保育士養成施設を卒業後、1 年以内に保育士の資格登録をし、引き続き 5 年間（過疎地域(日光市のうち旧足尾町及び旧栗山村、茂木町、那珂川町)の場合又は中高年離職者（45 歳以上で離職後 2 年以内の方）の場合は 3 年間）県内保育事業所等で保育の業務に従事した場合には、修学資金の返還が全額免除されます。

- 募集対象** 次頁「1 修学資金の貸付対象者」の要件に該当する方
- 申請受付締切** 平成 30 年 6 月 8 日（金）当センター必着
- 募集人数** 60 名程度
- 申請方法**

在籍する保育士養成施設にて貸付申請書等受け取りを、書類作成の上、保育士養成施設に提出してください。

※ 生活保護受給世帯の方又はこれに準ずる経済状況にある世帯の方は、通常の貸付内容に加えて、保育士養成施設在学中の生活費として使うことができる資金を上乗せすることができます。詳細については、下記までお問い合わせください。

**問い合わせ先** 〒320-8508 栃木県宇都宮市若草 1-10-6  
社会福祉法人 栃木県社会福祉協議会  
福祉人材・研修センター  
TEL 028-643-3300

# 1 修学資金の貸付対象者

次のいずれの条件にも該当する方

(1) 次のアからウまでのいずれかに該当する方

ア 栃木県内に住民登録をしている方であって、保育士養成施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設をいう。以下同じ。）卒業後、栃木県内（国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は全国の区域とする。また、東日本大震災等における被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。以下同じ。）以外の都道府県等において貸付けを受け、被災県において業務に従事する場合は、当該都道府県等及び当該被災県とする。以下同じ。）において従事先施設等（※）において保育の業務等に従事しようとする方

イ 栃木県内の保育士養成施設に修学する方であって、卒業後に栃木県内の従事先施設等（※）において保育の業務等に従事しようとする方

ウ 保育士養成施設の学生となった年度の前年度に栃木県内に住民登録をしていた方であり、かつ、保育士養成施設での修学のため転居をしたものであって、卒業後に栃木県内の従事先施設等（※）保育の業務等に従事しようとする方

(2) 貸付対象者は、優秀な学生であって、かつ、家庭の経済状況等から真に本修学資金の貸付が必要と認められる方

(3) 保育士養成施設の修学に関し、他の国庫補助による貸付制度等（生活福祉資金（教育支援資金）、離職方訓練制度、母子父子家庭高等技能訓練促進給付金等事業等）を活用していない方

※従事先施設等は別表1のとおり

## 2 貸付期間

貸付期間は、2年間とします。ただし、正規の修学期間が2年を超える養成施設に在学する場合は、貸付月額の2年分に相当する額の範囲であれば正規の修学期間を貸付期間とします。

## 3 貸付額

(1) 修学資金の月額分の金額は、原則月額5万円（ただし2年分を限度とします）

1年生、4年制大学の2～3年生は、120万円（5万円×24か月）

卒業年次の学生（2年制大学の2年生及び4年制大学の4年生）は、60万円（5万円×12か月）

(2) 申請により貸付の初回に入学準備金200,000円（1年生のみ）、最終回に就職準備金200,000円（卒業年次）を加算できます。

(3) 修学資金は無利子で、貸し付けます。

(4) 交付は、年2回（①4～9月分、②10～3月分）に分けて、指定の口座に振り込みます。

## 4 貸付契約の解除、休止

貸付けを受けている方が、次に該当するときは、修学資金の貸付契約を解除または休止します。

(1) 貸付契約の解除

- ① 死亡したとき。
  - ② 保育士養成施設を退学したとき。
  - ③ 学業成績が著しく不良になったとき。
  - ④ 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったとき。
  - ⑤ 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
  - ⑥ その他修学資金貸付の目的を達成する見込みがなくなったとき。
- (2) 貸付の休止

- ① 休学し、又は停学の処分を受けたときは、復学した月まで貸付けを休止します。

## 5 修学資金の返還等

修学資金の貸付けを受けた方は、貸付契約が解除されたとき、又は保育士養成施設を卒業したときは、次の6による返還の猶予又は免除に該当する場合を除いて、修学資金を返還することとなります。

(1) 返還期間

- ① 5年間とする。
- ② 2年間以上従事先施設等において保育の業務等に従事し、返還債務の一部免除をされた場合は、5年から保育の業務等に従事した期間を控除した期間とする。
- ③ 繰り上げて返還することもできるものとする。

(2) 返還方法

月賦、半年賦による均等又は一括返還とする。

(3) 延滞利子

正当な事由なく、返還期日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、返還すべき額につき要領で定めた割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

## 6 修学資金の返還の猶予、免除

修学資金の貸付を受けた方が次に該当する場合には、修学資金の返還を猶予し、又は免除します。

(1) 返還の猶予

- ① 貸付契約が解除された後、引き続き保育士養成施設に在学しているとき。
- ② 保育士養成施設を卒業後、栃木県内で保育士として従事先施設等において保育の業務等に従事しているとき。
- ③ 保育士養成施設を卒業した場合において、県内従事先施設等において保育の業務等に就業する意思のある方については、卒業の日から起算して1年を経過した日の属する月までの期間
- ④ 災害、病気その他やむを得ない理由による特別の事情がある場合で、会長が適当と認める期間

(2) 返還の免除

- ① 保育士養成施設を卒業後1年以内に保育士登録を行い、栃木県内で保育士として保育の業務等に従事し、引き続き5年間（過疎地域又は中高年離職方の場合には3年間）業務に従事したとき
- ② 上記業務の従事期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

- ③ 上記①、②の全部免除のほか、①と同じ条件で保育士として2年以上保育の業務等に従事したときは、返還額の一部が免除されることがあります。ただし、本人の責による事由による免職、特別な事情がなく恣意的に退職した方等については、一部免除は適用しません。

## 7 申請方法

修学資金の貸付けを希望する方は、在籍する養成施設で募集要領を受け取り、貸付制度の内容、申請に必要な書類等を確認してください。

申請は在籍する各養成施設を通じて行っていただきます。必要書類を各養成施設に提出してください。**必要書類**

### (1) 「貸付申請書」

- ①申請者が未成年の場合、連帯保証人2人（1人は法定代理人、1人は独立の生計を営む成年）を記入すること。
  - ②申請者が成年の場合、連帯保証人1人（独立の生計を営む成年）を記入すること。
  - ③家族の状況欄には、生計を一つにする方の直近の所得金額を記入の上、それを証する書類（源泉徴収票の写し等）を添付すること
  - ④連帯保証人の直近の所得金額を証する書類（源泉徴収票の写し等）を添付すること。
- (2) 県外の保育士養成施設在籍の場合は、住民票を添付すること。（世帯全員の記載があるもの。マイナンバー（個人番号）は不要です。
- (3) 中高年離職者（養成施設入学時に45歳以上で離職後2年以内の方）の場合は、離職証明書又はそれに代わる証明書を添付すること。

※申請には在籍する保育士養成施設長の推薦が必要です。推薦書は養成施設で作成の上、上記申請書類に添付されます。

## 8 貸付決定

本会において、書類を審査の上、貸付けを決定します。申請から修学資金交付までの流れは、別紙「保育士修学資金手続の流れ」を参照してください。

### 【お問い合わせ先】

**社会福祉法人栃木県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター**

〒320-8508 栃木県宇都宮市若草1-10-6

TEL 028-643-3300 FAX 028-643-3340

URL <https://www.tochigi-hoikushi-center.org/kasituke.php>

**福祉人材・研修センター内に設置されているとちぎ保育士・保育所支援センターでは、保育に関する無料職業紹介事業を行っております。**

保育のお仕事の紹介、あっせんや個別相談、保育事業所に特化した合同就職相談会の開催や保育士未経験の方やブランクのある方の職場復帰セミナー等の事業を実施しています。お気軽にご相談ください。

## 保育士修学資金手続の流れ

### ●申請～修学資金交付

時期	申請者	栃木県社会福祉協議会
5月	養成施設にて配布する <b>貸付申請書</b> を記入のうえ <u>養成施設へ提出</u> 。 ※連帯保証人・生計を一にする家族(所得のある者)の <b>所得証明</b> を添付すること。 養成施設入学時に45歳以上で、離職後2年以内の方は <b>離職証明書</b> 等(様式の定めなし)も提出すること。	養成施設を通じて栃木県社会福祉協議会へ提出
7月		<b>審査・貸付決定</b> 決定通知書・書類(借用証書・貸付の手引等)送付
7月	<b>借用証書・振込口座届出書</b> を記入の上、借受者・連帯保証人の <b>印鑑証明書</b> を添えて、栃木県社会福祉協議会へ提出(申請者ごとに持参又は郵送)。 ※借用証書に <b>収入印紙</b> を貼付すること。	
8月中旬以降		<b>修学資金交付(初回)</b>

※ 日程はあくまで目安です。

○初回分については、貸付決定が7月頃になるので、借用証書が提出され次第、順次交付します。(貸付期間は4月にさかのぼります)

○入学準備金は初回に交付します。

### ●進級時

時期	申請者	栃木県社会福祉協議会
3月中旬	在学証明書提出 <u>[養成施設へ提出]</u>	養成施設で取りまとめて提出
4月		<b>修学資金交付(上期分)</b>

○修学資金の振込みは4～9月(上期)分を4月に、10～3月(下期)分を9月に分割して交付します。

○就職準備金は最終回(卒業年次の9月)に交付します。

別表1 従事先施設等

	法令・通知等	施設等種類	
全国		国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第2項の委託を受けた施設	
		肢体不自由児施設「整肢療護園」	
		重症心身障害児施設「むらさき愛育園」	
県内施設	児童福祉法	第6条の2第2項に規定	児童発達支援センターその他厚生労働省令で定める施設
		第6条の4項に規定	児童発達支援センターその他厚生労働省令で定める施設
		第7条に規定	助産施設
			乳児院
			母子生活支援施設
			保育所
			児童厚生施設
			児童養護施設
			障害児入所施設
			児童発達支援センター
			情緒障害児短期治療施設
			児童自立支援施設
	児童家庭支援センター		
	第12条の4に規定	児童相談所に設置される児童を一時保護する施設	
	第18条の6に規定	指定保育士養成施設	
	第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの(認可外保育施設)のうち、次に掲げるもの	i)法第59条の2の規定により届出をした施設	
		ii) i)に掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であつて、当該届出をした施設	
		iii)雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第116条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設	
		iv)「看護職員確保対策事業等の実施について(平成22年3月24日医政発0324第21号)」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設	
		v)国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設	
		家庭的保育事業	
	第6条の3第9項から第12項までに規定	小規模保育事業	
		居宅訪問型保育事業	
事業所内保育事業			
病児保育事業			
第6条の3第13項	放課後等児童健全育成事業		
第6条の3第2項に規定	一時預かり事業		
第6条の3第7項に規定			
学校教育法	第1条に規定	教育時間の終了後等に行う教育活動(預かり保育)を常時実施している施設	
		認定こども園への移行を予定している施設	
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第2条第6項に規定	認定こども園	
	子ども・子育て支援法	第30条第1項第4号に規定	離島その他の地域において特例保育を実施する施設
第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成28年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成28年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に規定		企業主導型保育事業	